

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規定は、広島国際大学薬学部の授業科目の履修方法等について定める。

(授業科目の分類、配当年次・学期および時間数)

第2条 授業科目の分類は、卒業要件との関連で必修科目および選択科目とする。

2 開設する授業科目の分類、配当年次・学期および時間数は、別表のとおりとする。

3 前項の授業科目は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。なお、該当科目については、学部長が別に定める。

(履修方法)

第3条 授業科目は、学科の定めるところにより履修しなければならない。

(他大学および他学部等における授業科目の履修ならびにその取扱い)

第4条 教育上有益と認めるときは、他大学(外国の大学を含む)との協議に基づき、学長は、学生に当該他大学の授業科目を履修させることができる。

2 短期大学または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(平成3年度文部省告示第68号に定めるもの)を教育上有益と認めるときは、本大学における授業科目の履修とみなすことができる。

3 前2項の規定により修得した単位については、学部長は教授会の議に基づき、30単位を限度として卒業の要件として認めることができる。

4 教育上有益と認めるときは、学部間の協議に基づき、学長は、学生に他学部の科目を履修させることができる。修得した単位については前項に準じる。

5 第2条第3項により修得した単位は、60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位数に含めることができる。

(卒業に必要な単位数)

第5条 卒業に必要な単位数は、次表のとおりとする。

科目区分		薬学科	
		必修	選択
スタンダード科目		15	—
オプション科目		3	7
専門教育科目	専門科目	152	9
	計	152	9
		161単位以上	
卒業必要単位数		170	16
		186単位以上	

## 第2章 履修申請

(履修許可)

第6条 学生は、その年度に履修しようとする授業科目を履修申請により学部長に申請して許可を得なければならない。

(履修申請)

第7条 履修申請は、毎年学部長が定める期間および申請要領に従って、申請しなければならない。

- 2 正当な理由がなく、所定の期間内に履修申請しない者は、履修を許可しない。
- 3 既に合格または単位を認定した授業科目を再度履修することはできない。
- 4 同時限に重複して履修することはできない。
- 5 前項にかかわらず、上位年次進級者は、新たに履修する科目と前年度不合格科目とが重複する場合、前年度不合格の必修科目(成績評価Dの科目に限る)について、再受験科目として重複申請することができる。ただし、実験・実習・演習科目、スタンダード科目およびオプション科目を除く。

(履修単位の上限)

第7条の2 1年間に履修申請できる単位数は、48単位以内とする。ただし、留学生特例科目、卒業に必要な単位数に含まれない科目および再受験科目として申請している科目を除く。

- 2 所定の単位数を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
- 3 第1項にかかわらず、編入学した者および学部長が特に許可した者はこの限りでない。

(履修申請科目の変更等)

第8条 履修申請後は、授業時間割の変更の場合を除いて、原則として追加、訂正および変更を認め

ない。

(履修許可の取消し)

第9条 履修許可後においてこの規定および履修申請要領等に違反して申請していることが判明したときは、当該科目の履修許可を取り消す。

(履修辞退)

第9条の2 学生から履修辞退の申し出があった場合、教育的効果を考慮してこれを認めることがある。

2 履修辞退の手続方法、その他必要な事項は学部長が別に定める。

### 第3章 成績評価および試験

(成績評価等)

第10条 成績の評価は学則第26条に定めるところにより、試験のほか、学生の日常の学修状況等を勘案して行う。

2 成績はS・A・B・C・D・E・\*の7種の評語をもって表し、その評価基準はつぎのとおりとする。また、それぞれのグレードポイント(以下「GP」という)はつぎのとおりとする。ただし、再試験で合格の場合はすべてCの評語とする。

「S」：100～90点(GP：4)

「A」：89～80点(GP：3)

「B」：79～70点(GP：2)

「C」：69～60点(GP：1)

「D」：59～30点(GP：0)

「E」：29～0点(GP：0)

「\*」：評価不能

3 成績評価S、A、B、Cを合格とし、所定の単位を与える。

4 編入学等で単位認定を受けた授業科目は、「認」と表示する。また、再入学および転学部等で単位を認定した科目の評価は、学部長が別に定める。

5 単に合格または不合格をもって示す授業科目は、当該科目が合格の場合は「G」、不合格の場合は「F」と表示する。

6 第2項の成績評価による学業結果を有効利用するために、グレードポイントアベレージ(以下「GPA」という)を用いる。

7 前項に定めるGPAは、各履修科目の単位数にGPを乗じた積の合計を、総履修単位数で除して算出する。

8 つぎの授業科目は、GPAの計算対象としない。

イ 卒業要件に含むことができない授業科目

ロ 評価を「認」、「G」、「F」で表示する授業科目

ハ 履修辞退した授業科目(ただし、再履修した授業科目を辞退した場合は、既に評価された成績をもって計算対象とする)

ニ その他別に定める授業科目

(試験の方法等)

第11条 試験は、履修許可を得た科目についてのみ受けることができるものとする。

2 試験は、当該科目の授業期間中に担当教員が随時行うものとする。

3 試験の方法は、筆記、口頭試問および実技とする。

4 教育上必要な場合は、追試験および再試験を実施することがある。

5 追試験は、病気その他やむを得ない理由により受験できなかった者に対して行う試験をいう。

6 再試験は、日常の学修状況が良好であるにもかかわらず、成績が合格点に達しなかった者に対して行う試験をいう。ただし、実験・実習・演習科目は除く。

(追試験および再試験の申請ならびに許可)

第12条 前条第5項の追試験を受けようとする者は、当該科目の試験終了日の翌日から起算して3日以内に、その理由を証明する書類を添えて受験不能届兼追試験願書を学部長に提出して許可を得なければならない。

2 再試験が受けられる授業科目数は、学部長が別に定める。

3 追試験および再試験の申請要領ならびに実施要領は、学部長が別に定める。

#### 第4章 1年間の授業期間および授業時間

(1年間の授業期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業出席の義務)

第14条 学生は、履修許可を受けた全ての授業に出席し、遅刻、欠席等のないよう努めなければならない。

(授業時間)

第15条 授業は、2時間を1時限として、つぎのとおりとする。

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50

第5章 上位年次配当授業科目の履修要件

(上位年次配当授業科目の履修要件)

第16条 第2年次以上の配当授業科目を履修するためには、つぎの要件を充足していなければならない。

イ 第2年次

第1年次配当授業科目のうち	
スタンダード科目	「アカデミックリテラシー」、「チュートリアル」、「専門職連携基礎演習Ⅰ」、「専門職連携基礎演習Ⅱ」を含め計10単位以上修得
オプション科目	必修科目1単位を含め計5単位以上修得
専門教育科目	必修科目の中から「早期臨床体験」を含め計11単位以上修得
合計	26単位以上修得

ロ 第3年次

第1年次および第2年次配当授業科目のうち	
スタンダード科目	12単位以上修得
オプション科目	必須科目3単位を含め計8単位以上修得
専門教育科目	必修科目の中から「物理化学・分析化学実習」、「有機化学・生薬学実習」、「生物学実習」、「衛生薬学実習」を含め計40単位以上修得
合計	60単位以上修得

ハ 第4年次

第1年次、第2年次および第3年次配当授業科目のうち	
スタンダード科目	13単位以上修得
オプション科目	必須科目の中から3単位を含め計8単位以上修得
専門教育科目	必修科目の中から「薬理学実習」、「薬剤学実習」を含め計69単位以上修得
合計	90単位以上修得

※ 第4年次後期から配当される授業科目「学外実務実習」の履修には、薬学共用試験センターの客観試験(CBT)と客観的臨床能力試験(OSCE)の合格が必須の条件である。

## ニ 第5年次

第1年次、第2年次、第3年次および第4年次担当授業科目のうち	
スタンダード科目	14単位修得
オプション科目	必須科目の中から3単位を含め計10単位以上修得
専門教育科目	必修科目の中から「卒業研究Ⅰ」、「実務事前実習」を含め計95単位以上修得
合計	120単位以上修得

## ホ 第6年次

第1年次、第2年次、第3年次、第4年次および第5年次担当授業科目のうち	
スタンダード科目	14単位修得
オプション科目	必須科目の中から3単位を含め計10単位以上修得
専門教育科目	必修科目の中から「卒業研究Ⅱ」、「学外実務実習」を含め計122単位以上修得
合計	146単位以上修得

2 前項にかかわらず、実習・演習科目について病気、事故等やむを得ない理由により欠席し、不合格になった者が、その他の履修要件を充足した場合には、教授会の議を経て上位年次担当授業科目を履修させることができる。

3 第1項の履修要件を充足していないが、学部長が修学上必要と認めた場合、上位年次(1つ上位の年次)担当の所属学部のスタンダード科目、オプション科目および専門教育科目(実習、演習の各科目および卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ、卒業研究Ⅲを除く)の履修を許可することがある。

## 第6章 雑則

(その他)

第17条 この規定に定めるもののほか、授業科目の履修等に関して必要な事項は、学部長が定める。

(規定の改廃)

第18条 この規定の改廃は、大学・大学院運営会議および教授会の議を経て、学長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2004年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2009年4月1日から学内規定に編入する。
- 3 この改正規定は、2021年4月1日から施行する。
- 4 2014年度以前の入学者の履修および成績評価については、第6条、第7条および第8条を除き、なお従前の例による。
- 5 2020年度以前の入学者の履修については、なお従前の例による。







【留学生特例科目】

科目区分	授業科目	単位数	配当年次・学期・時間数												備考	
			1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
オプション	人間と社会 日本事情a	2	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)								
	日本事情b	2	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)								
	グローバル 日本語Ⅰ	2	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)								
	日本語Ⅱ	2	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)								

[注] 留学生特例科目において修得した単位は、学部および学科で履修すべき単位数のうち、次に掲げるもので代えることができる。

ただし、その履修に関しては学部または学科の指示に従うものとする。

- 1 オプション科目（ベーシック）の人間と社会の2単位までを「日本事情a」または「日本事情b」の単位数
- 2 オプション科目のグローバルの4単位までを「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」の単位数



専  
門  
科  
目

病態と薬理Ⅳ	①					(30)	(30)								
病態と薬理Ⅴ	①							(30)	(30)						
病態と薬理Ⅵ	①							(30)	(30)						
病態と薬理Ⅶ	①					(30)	(30)								
薬の生体内運命	①			(30)	(30)										
薬物動態解析学	①					(30)	(30)								
製剤の性質	①					(30)	(30)								
製剤設計・DDS	①							(30)	(30)						
医薬品情報	①					(30)	(30)								
患者情報	①							(30)	(30)						
医療統計学	①			(30)	(30)										
臨床薬学	①							(30)	(30)						
医療コミュニケーション	①	(30)	(30)												
治療解析	①									(30)	(30)				
物理化学・分析化学演習	①							30							
有機化学・生薬学演習	①							30							
生物学演習	①							30							
薬剤学演習	①							30							
基礎薬学演習	⑨								(270)	(270)					
応用薬学演習	⑨											(270)	(270)		
総合薬学演習	⑱											(540)	(540)		
物理化学・分析化学実習	③			90											
有機化学・生薬学実習	③			90											
生物学実習	③				90										
衛生薬学実習	③				90										
薬理学実習	③					90									
薬剤学実習	③					90									
卒業研究Ⅰ	⑤									150					
卒業研究Ⅱ	⑤										150				
卒業研究Ⅲ	②											60			
早期臨床体験	①	(30)	(30)												
実務事前実習	⑤									150					
学外実務実習	⑳										600				
薬学英语Ⅰ	①					(30)	(30)								
薬学英语Ⅱ	1					(30)	(30)								
総合医薬科学	2											(30)	(30)		
医薬品の開発と生産	2											(30)	(30)		
臨床薬学における専門薬剤師の役割	2											(30)	(30)		
EBMの実践	2											(30)	(30)		
在宅医療・介護・フィジカルアセスメント	2											(30)	(30)		
地域保健・公衆衛生・栄養管理・保健行政	2											(30)	(30)		
医薬品流通と医療に関する経済学	2											(30)	(30)		
応用薬物治療学	2											(30)	(30)		